

保存版



〈新設〉

〈改正〉

収入保険制度 農業共済制度 選択ナビ BOOK

NOSAIの制度が
変わります！



収入保険制度が

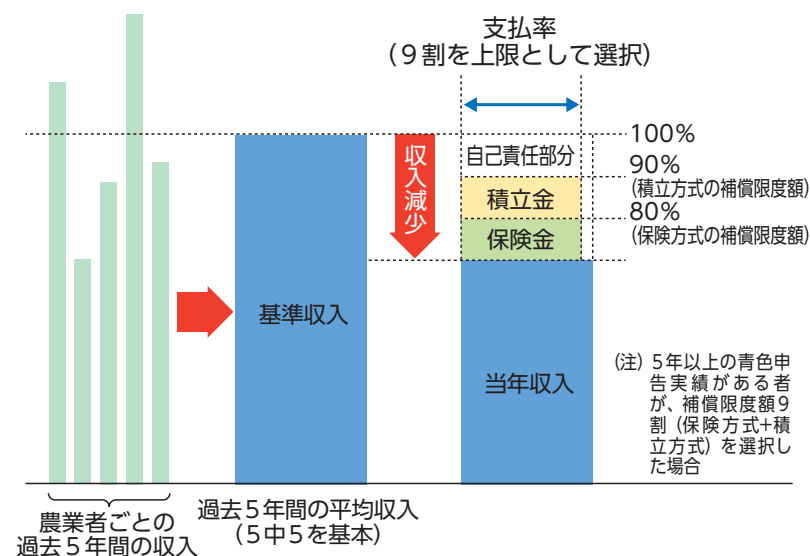
はじまります！

平成30年秋
加入受付開始

収入保険制度 とは？

品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく**価格低下や、貸し倒れなども含めた収入減少を補償**する仕組みです。

補てんのイメージ



農業者ごとに、当年(個人の場合:1～12月、法人の場合:事業年度)の収入が基準収入の一定割合(補償限度額=上限90%)を下回った場合に、
「掛け捨ての**保険方式**」と「掛け捨てにならない**積立方式**」を使って、下回った分の一定割合(支払率=上限90%)を補てんします。

◆基準収入金額=1,000万円の場合◆

保険料は、**7.2万円**

基準収入 補償限度 支払率 保険料率※
(1,000万円×80%選択×90%選択×1%)

積立金は、**22.5万円**

基準収入 積立幅 支払率 負担割合
(1,000万円×10%選択×90%選択×25%)

合計 **29.7万円**

※保険料率は予定料率。
事務費(賦課金)は未定のため含まれない。

加入者が選べる！

積立方式

保険方式(必須)に積立方式を組み合わせるかを
選択できます。

積立方式の補償幅

10%、5% から選択できます。

支払率

保険方式・積立方式ともに、90%、80%、70%、
60%、50% から選択できます。

保険方式の補償限度

加入申請時の 青色申告実績	選択肢
4年分以上	80%、70%、60%、50%
3年分	78%、70%、60%、50%
2年分	75%、70%、60%、50%
1年分	70%、60%、50%

収入保険制度についてのお問い合わせは

新川地域農業共済センター 入善町青木 1385-1 ☎ (0765) 72-0377
新川農業共済事務所 上市町湯上野 72 ☎ (076) 472-0577
富山地域農業共済センター 富山市安養寺 340-1 ☎ (076) 429-5006

Q1 誰でも加入できるの？

青色申告を5年間継続実施している農業者(個人・法人)が基本となりますが、新規就農者などに考慮し、加入時に1年分あれば加入できます。
ただし、その場合は、補償限度額を引き下げた加入となり、実績が5年になるまで徐々に引き上げていくこととしています。

Q3 保険料などはどうなるの？

「掛け捨ての**保険方式**」には、50%の国庫補助があり、加入者が負担する保険料率は、補償限度80%の場合は現時点で1%の予定です。保険料率は収入保険開始後、3年ごとに改定されます。なお、加入者は保険金の支払い状況に応じて、毎年、危険段階別の保険料率が適用されます。
また「掛け捨てと**ならない積立方式**」の積立金は、補てんに使わなければ来年に持ち越されます。75%が国庫補助で、残り25%を積立てすることになります。

Q5 梅干しなどの簡易な加工品の売り上げや、補助金の扱いは？

加工品は販売収入の対象外ですが、簡易な加工品、精米や梅干し、干し柿などの税法上農業所得になっているものは対象となります。自家農産物を加工する場合も、税の仕組みと同様に、加工原材料として販売した代金とみなした代金を販売収入とし、在庫も販売収入に含めることになります。
また、補助金は販売収入には含めませんが、販売収入と一体的に取り扱われる畑作物の直接支払交付金などの数量払いを含むこととしています。
〈所得税法上農業所得として扱われるものの例〉
●精米、米 ●荒茶、仕上げ茶 ●梅干し(白干し)
●置表 ●干し柿 ●干しシイタケ
●牛乳(加熱殺菌したもの)

Q2 収入保険はいつからスタートするの？

平成31年1月1日以降に収入算定が開始するものから適用されます。

Q4 どんな理由でも、収入が減れば補てんされるの？

捨て作りや意図的な安売りなどについては補償対象外ですが、自然災害による収量減少に加えて、価格低下など**農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償します**。加入者の病気や怪我、機械の故障、販売代金が回収できずに収入減少となった場合も、営農継続努力など一定の条件を満たせば、補てんの対象となります。
また、制度の適正な運営を確保するため、加入者は災害等の事故発生時にはNOSAIに通知する必要があります。NOSAIは必要に応じて、現地調査などで収入減少となった要因やその対応について、確認を行います。
事故発生通知しなかったり、不正があった場合は、免責として保険金を支払わないほか、重大な不正があった場合は、翌年以降の加入を禁止することとなります。

Q6 農業共済制度などの類似制度との関係は？

収入保険は、**国費の二重助成を避けるため、農業共済制度をはじめ、ナラシ対策、野菜価格安定制度など収入減少を補てんする機能がある類似制度とは、重複して加入できません**。
ただし、農業共済制度のうち、固定資産の損失を補てんする園芸施設共済や家畜共済の搾乳牛などは重複しないため、それぞれで加入できます。
また、収入減少だけでなくコスト増も補てんする畜産経営安定対策(マルキンなど)の対象である「肉用牛」「肉用子牛」「肉豚」「鶏卵」は収入保険の対象外です。ただし、畜産品目と耕種品目の複合経営の場合は、耕種品目のみ収入保険の対象となります。
※類似制度との関係は、現在整理中です

最寄りの地域センター・事務所にご連絡ください

高岡地域農業共済センター 高岡市北島 325-2 ☎ (0766) 28-0200
砺波地域農業共済センター 砺波市豊町 2-11-14 ☎ (0763) 32-2277
本所 富山市安養寺 340-1 ☎ (076) 461-5333

農業共済制度

が変わります！

平成31年
以降に改正

※元号は変更予定ですが、わかりやすくするために表記を統一しています。

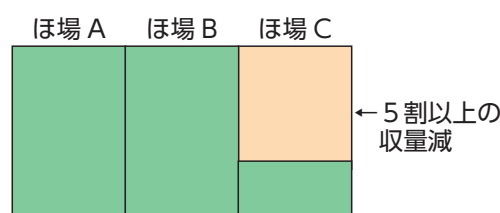
農作物共済 当然加入制から任意加入制へ

	現行	見直し	改正時期
当然加入制 【移行】	法律により、一定の規模以上栽培する農業者は、意思に関わらず農作物共済に加入する「当然加入制」	収入保険への移行など、農業者が加入を選択できる「任意加入制」に移行	平成 31 年産から

農作物共済 果樹共済 畑作物共済 引受方式の一部廃止・新設 特例を新設

	対象共済	見直し	改正時期
一筆方式 【廃止】	農作物 畑作物	ほ場ごとに、収穫量が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払う引受方式「一筆方式」を廃止	移行期間を経て、 平成 33 年産で廃止
地域インデックス方式 【新設】	農作物 畑作物 果 樹	地域統計データによる収穫量が一定割合を超えて減少した場合に、共済金を支払う引受方式を新設	平成 31 年産から
一筆半損特例 【新設】	農作物	収穫量が 50%以上減少したほ場において、実測をしないで 50%減収として評価し、共済金を支払う特例を新設	
一筆全損特例		他の農家単位の引受方式（半相殺・全相殺・品質方式など）に設定している特例を、地域インデックス方式にも設定	

一筆半損特例（農作物共済）



引受方式 一覧（農作物共済、畑作物共済）

引受方式	支払基準	補償単位	損害評価
一筆方式【平成 33 年産で廃止】	収穫量減少	ほ場	現地調査
半相殺方式	収穫量減少	農業者	現地調査
全相殺方式	収穫量減少	農業者	出荷資料
災害収入方式 ※麦共済のみ 品質方式 ※水稲共済のみ	収穫量減少かつ 生産金額減少	農業者	出荷資料
地域インデックス方式【新設】 ※果樹共済にも新設	収穫量減少	農業者	統計データ

農業者ごとに掛金率を設定

	対象共済	現行	見直し	改正時期
危険段階別掛金率	水稲 園芸施設	農業者ごとの被害発生状況に応じた「危険段階別掛金率」は、麦・家畜・大豆共済で設定済み。果樹共済でも平成 30 年産から設定	未設定の水稲・園芸施設を含め、全ての制度共済に設定	水稲共済は平成 30 年産から 園芸施設共済は平成 30 年 4 月以後の引受からの予定
無事戻し 【廃止】	農作物 果樹 園芸施設	農業者ごとの危険段階別掛金率の設定にともない、無事戻しは廃止の方向		

果樹共済 特定危険方式の廃止

	見直し	改正時期
特定危険方式 【廃止】	暴風雨、ひょう害、凍霜害によって、農家ごとに収穫量が一定割合を超えて減少した場合に、共済金を支払う引受方式を廃止する	移行期間を経て、 平成 33 年産で廃止

果樹共済 畑作物共済 補償割合を複数の選択肢から選択可能に

	対象共済	現 行	見直し	改正時期
補償割合	果樹 畑作物	共済金の支払基準となる「補償割合」は 1 種類のみで、選択ができない	農業者が選択できるように、補償割合に複数の選択肢を設ける	平成 31 年 1 月以後開始 する共済責任期間から

園芸施設共済 被覆していない期間も補償の対象へ

	現 行	見直し	改正時期
被覆期間の 短期加入	「短期加入」では、育苗ハウスなど被覆期間のみの加入	地震・水害などにも備え、被覆していない期間も含め、周年で補償対象とする（※）	平成 31 年 1 月以後開始 する共済責任期間から

※パイプ本体の撤去期間がある場合は、短期加入となります。

園芸施設共済の掛金例 プラスチックハウス 10a の場合 ※全国的な試算値です

【現行】被覆期間 6 カ月の短期加入 被覆期間の掛金：17,155 円	➡	【見直し】 12 カ月で加入 被覆期間の掛金： 17,155 円 未被覆期間の掛金： 562 円 計：17,717 円
--	---	--

わずか 562 円の
掛金プラスで、
周年補償！

家畜共済 死廃共済と病傷共済の分離加入が可能に

	現 行	見直し	改正時期
死廃共済と病傷共済	死廃事故と病傷事故はセットで補償	農業者が選択して加入できるように、分離して選択可とする	平成 31 年 1 月以後開始 する共済掛金期間から
補償金額（死廃事故）	期首の資産価値で補償	日々価値が増加する肥育牛等は、事故発生時の資産価値で補償する	
異動申告	農業者は、家畜の異動のつど申告する必要がある	期首に飼養計画を申告して、期末に掛金を調整する方法に変更する	
診療費	初診料以外の診療費を限度額まで補償	診療費全体（初診料含む）の 1 割を自己負担とする	移行期間を経て、 平成 32 年 1 月から
待期間の事故	家畜の導入から 2 週間の待期間内の事故は、補償されない場合がある	待期間中の事故でも、家畜共済加入者間で取引された家畜は、共済金の請求を可能とする	平成 31 年 1 月以後開始 する共済掛金期間から
牛白血病	家畜商経由で牛白血病と診断された場合は、共済金の支払対象外	家畜商経由の場合でも、共済金の支払対象とする	



どちらを
選ぶ？

収入保険 VS 農業共済（既存制度）

各種補償制度の
ポイントひとまとめ

これまでの「各品目別の農業共済制度」に加え、平成 31 年産から始まる「収入保険制度」も NOSAI が実施することとなり、農業者はどちらか一方を選択して加入することができるようになります。そこで今回は、収入保険と農業共済の比較ポイントをご紹介します。

収入保険制度	農業共済制度	ナラシ対策	野菜価格安定制度
基準収入の 9 割（補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の 9 割（支払率）を上限として補てんされる。	収量減少の最高 9 割まで補てんされる。価格低下による収入減少は対象外。	加入農家個々の収入減少の補てんではなく、地域の標準的な収入減少に対し交付。補てん金は 20 % が最高限度。	出荷された野菜の販売価格が平均価格（野菜の種類・出荷期間・地域の区分ごとに過去の平均価格）の最高 9 割を下回った場合（保証基準価格を下回る場合）に補てんされる。収量減少は対象外。

ケース 1 水稻・大豆などの主穀作経営の場合

生産品目	基準収入金額	※基準収入金額補償額は、品目ごとの仮定値で試算
水稻（主食用） 6.0ha	1,000 万円	主食用米（単収 537kg 販売単価 13,680 円 /60kg 共済金額 195 円 /kg当り）
大麦 2.5ha		大麦 （単収 311kg 販売単価 7,400 円 /50kg 共済金額 145 円 /kg当り）
大豆 2.9ha		大豆 （単収 165kg 販売単価 18,840 円 /60kg 共済金額 294 円 /kg当り）

加入者要件		加入者負担金 ※賦課金を除く（収入保険の賦課金単価が未定のため）	
収入保険	農業共済	収入保険	農業共済 + ナラシ対策
青色申告（簡易申告も可）の申告実績が 1 年以上ある	水 稻 と 麦 を 合 計 10a 以上栽培、大豆は 5a 以上栽培	積立金 22.5 万円 保険料 7.2 万円	水稻（一筆） 0.1 万円 大麦（災害収入） 3.5 万円 大豆（全相殺） 6.5 万円 ナラシ対策 40.1 万円 （20%・積立金）
		合計 29.7 万円	合計 50.2 万円

補てん金額 ①当年産作物全体の収量が 2 割減少し、収入が減少した場合	
収入保険	共済 + ナラシ
90 万円	116.3 万円

品目それぞれ 2 割収量が減少した場合、収入保険では、収入全体の 1 割が自己責任（足切）とされることから、農業共済 + ナラシ対策が有利となります。

補てん金額 ②当年産水稻・大麦の収量は減少無し、大豆の収量が 6 割減少した場合	
収入保険	共済 + ナラシ
0 万円	92.1 万円

収入保険は品目全体の収入減少の補填です。大豆の収入が大きく減少しても、収入全体の 1 割以上の減収とならないことから、補てんされません。

補てん金額 ③当年産水稻の収量が 2 割減・価格が 1 割低下、大麦・大豆の収量減少が無い場合	
収入保険	共済 + ナラシ
95.1 万円	137.5 万円

収入保険と農業共済 + ナラシのどちらでも、補てんの対象となります。収入保険は 1 割自己責任（足切）があることから、農業共済 + ナラシ対策が有利です。

ケース 2 水稻・野菜の複合経営の場合

生産品目	基準収入金額	※基準収入金額補償額・野菜価格安定制度の基準価格は仮定値で試算
水稻（主食用） 3.4ha	1,000 万円	主食用米（単収 537kg 販売単価 13,680 円 /60kg 共済金額 195 円 /kg当り）
たまねぎ 1.1ha		たまねぎ（単収 3,780kg 平均価格 86 円 /kg 保証基準価格 77 円 /kg）
秋冬ネギ 0.5ha		秋冬ねぎ（単収 1,520kg 平均価格 298 円 /kg 保証基準価格 269 円 /kg）

加入者要件		加入者負担金 ※賦課金を除く（収入保険の賦課金単価が未定のため）	
収入保険	農業共済	収入保険	農業共済 + ナラシ対策 + 野菜価格安定制度
青色申告（簡易申告も可）の申告実績が 1 年以上ある	水 稻 と 麦 を 合 計 10a 以上栽培。たまねぎ・秋冬ネギは、加入対象外	積立金 22.5 万円 保険料 7.2 万円	水稻（一筆） 0.1 万円 ナラシ対策 19.5 万円 （20%・積立金） 野菜価格安定制度 29.1 万円
		合計 29.7 万円	合計 48.7 万円

補てん金額 ①当年産作物全体の収量が 2 割減少し、収入が減少した場合	
収入保険	共済 + ナラシ + 野菜
90 万円	42.1 万円

品目それぞれの収量が 2 割減少した場合、収入保険では 1 割自己責任（足切）となります。野菜価格安定制度は、出荷された野菜の価格低下を補てんするため、収量減少は対象となりません。水稻共済も対象外。ナラシ対策のみの補てんとなります。

補てん金額 ②当年産たまねぎの収量が 3 割減少、販売価格が 3 割低下した場合	
収入保険	共済 + ナラシ + 野菜
74.1 万円	64.2 万円

収入保険制度は、品目全体の収入減少の補填であり、たまねぎが大きく収入減少となっても収入全体の 1 割が自己責任（足切）となります。一方、野菜価格安定制度は予約数量に対する価格低下であり、補てんは平均価格の 1 割以上の低下した場合の補てんとなります。

補てん金額 ③当年産ネギの収量が 6 割減少した場合	
収入保険	共済 + ナラシ + 野菜
32.3 万円	0 万円

野菜価格安定制度は販売価格低下を補てんすることから、収量減少による収入減少は対象となりません。

◆N O S A I とやまのホームページで、「収入保険と類似制度の比較シミュレーション」ができます！◆

平成 29 年の

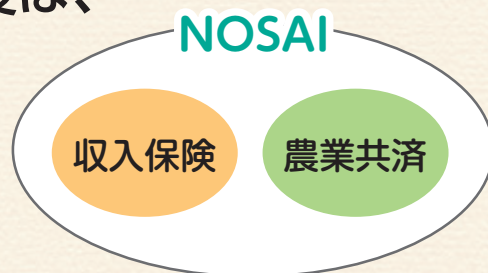
「改正農業災害補償法(農業保険法)」成立により、

●「収入保険制度」の創設

●「農業共済制度」の見直し

が決定されました。この 2 つの制度は、
NOSAI が実施します。

農業者は、制度を
選択して加入できます。



収入減少を補てんする機能を有する制度一覧

	制度名	対象品目	対象者	補てん内容
新	収入保険制度	農産物	青色申告 5 年以上の実績がある農業者（個人・法人）	収入減少を補てん
既存制度	農業共済制度			
	農作物共済	水稻、麦	対象品目の耕作・栽培などの業務を行う者	収量減少を補てん
	家畜共済	牛、豚		
	果樹共済	りんご、ぶどう、梨、柿		
	畑作物共済	大豆		
	収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）	米、麦、大豆、てん菜、でんぱん原料用ばれいしょ	認定農業者、集落営農、認定新規就農者	収入減少を補てん
	野菜価格安定制度	野菜	野菜の計画的な生産・出荷に取り組む者（指定産地等）	価格下落を補てん
	いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策	畳表	いぐさ・畳表の生産・販売を行う者	価格下落を補てん
	肉用牛肥育経営安定特別対策事業	肥育牛	肥育牛の生産・販売を行う者	販売価格と生産コストの差を補てん
	養豚経営安定対策事業	肉豚	肉豚の生産・販売を行う者	販売価格と生産コストの差を補てん
	肉用子牛生産者補給金制度、肉用牛繁殖経営支援事業	肉用子牛	肉用子牛の生産・販売を行う者	販売価格と生産コストの差を補てん
	鶏卵生産者経営安定対策	鶏卵	鶏卵の生産・販売を行う者	価格下落とコスト増加などを補てん
	加工原料乳生産者経営安定対策	加工原料乳	加工原料乳の生産・販売を行う者	価格下落を補てん



発行・編集：富山県農業共済組合

ホームページアドレス：URL <http://www.nosai-toyama.or.jp/>

本 所

〒939-8177 富山市安養寺 340 番地 1

TEL：(076)461-5333(代)／FAX：(076)461-5334

新川地域農業共済センター

〒939-0643

入善町青木 1385-1

TEL：(0765)72-0377

新川農業共済事務所

〒930-0361

上市町湯上野 72

TEL：(076)472-0577

富山地域農業共済センター

〒939-8177

富山市安養寺 340-1

TEL：(076)429-5006

高岡地域農業共済センター

〒933-0838

高岡市北島 325-2

TEL：(0766)28-0200

砺波地域農業共済センター

〒939-1364

砺波市豊町 2-11-14

TEL：(0763)32-2277

家畜診療所

〒939-8177

富山市安養寺 340-1

TEL：(076)429-7879